

保育所保育指針検討小委員会の検討状況について

昭和63年10月1日
中央児童福祉審議会
保育所保育指針検討小委員会

中央児童福祉審議会保育所保育指針検討小委員会は、昨年10月以来、現在まで関係団体の意見も聴取して、保育所保育指針（以下「保育指針」）の改訂の基本的事項を中心に総括的に検討を行ってきた。事項によっては、未だ十分に議論が深まっていないものもあるが、これまでの検討状況の要旨は以下のとおりである。

今後は、検討小委員会において、検討を進めるとともに、各論作業部会を設置し、具体的改訂内容の見直し作業を進め、来年秋頃を目途に保育指針の改訂案を作成し、保育対策部会に報告する予定である。

1. 保育指針の改訂の視点

現行保育指針が、昭和40年に制定されて以来、今日まで20年余りが経過しているが、今回の改訂に当っては、次に掲げる視点を配慮して検討を行っている。

(1) 児童を取り巻く環境と児童自身の変化

近年、都市化の進展、核家族化、少子化の進行、婦人就業の増大等の社会情勢の変動に伴い、児童を取り巻く家庭・地域社会の環境の変化は著しく、児童自身もその影響等を受けて種々の問題を生じている。例えば、多様な人間関係体験や異年齢集団活動体験の不足、直接体験、戸外遊びの不足等の問題が指摘されている。

(2) 保育需要の多様化

昭和40年以降、国民生活の変化による保育需要の多様化に対応して、乳児保育、障害児保育、延長保育、夜間保育等の特別保育対策や育児相談等が新たに制度化され、保育所において実施されるようになってきている。

なお、乳児保育については、別途、作業部会において具体的内容を検討し、また、障害児保育については、障害の種類が多様であり、個別的な対応が必要であるので、別途、研究班を設けて具体的内容を検討する。

(3) 乳幼児に関する科学的研究の進歩

乳幼児の発達、保育等に関する研究領域は多様であり、研究途上にあるものが多いが、保育所保育に関連の深い医学、心理学、社会学等の最近の知見を取り入れる。

例えば、次のような視点が重視されてきている。生涯を通じた健康の基礎となる積極的な健康づくり。

発達初期における人間関係、特に保育者の暖かさ、応答的関係の重要性。

発達初期から敏感に発達している感覚を刺激し、感性や知性、情操の発達を促すような人的・物的環境の整備。

乳幼児の生活は、変動する地域社会、家族機能の遂行過程と密接にかかわりをもつものであるという前提のもとに、保育所保育は家庭・地域社会との協働によって行われるものであること。

(4) 保育実践の成果等に基づく保育関係者の意見
保育所においては、日々の保育の実践を通じて、新たな保育の工夫が試みられている。これらの成果等に基づく保育関係者の意見について十分配慮する。

(5) 幼稚園教育要領の改定

幼稚園教育要領は、近く改定され、告示されることになっている。
3歳以上の教育内容等については、改定幼稚園教育要領との関連について配慮する必要がある。

2. 改訂の基本的考え方

(1) 保育所保育の理念

保育所保育の理念は、保育に欠ける乳幼児に対して、親の子どもに対する養育の補完を行うというものにとどまらず、乳幼児期が生涯にわたる身体的、精神的、社会的発達的基础を培う極めて重要な時期にあり、かつ、保育所は乳幼児がその生活時間の大半を過ごすところであるという視点に立って、家庭や地域社会と十分な連携をとって、情緒の安定した生活の場を与えるとともに、より良い人間的な発達を図るところにある。

(2) 保育の目標

保育の目標とについては特に次の事項について配慮する。

十分に養護のゆきとどいた環境のもとにくつろいだ雰囲気の中で情緒の安定をはかる。

子どもの生涯を通じた健康の基礎を作るための積極的な健康づくりを目指す。

一人ひとりの良さを伸ばし、自己の能力が十分に発揮できるような機会を与え、個性豊かな人格形成につとめる。

思いやりの心、欲求不満に耐える心を育てる。

子どもの自立性を育てながら、基本的な生活習慣や態度を養う。

人とのつながりを大切に、多様な人とのかかわりのできる力の基礎を育てる。

人とかかわる伝達の道具として、言葉の発達を援助し、認識や理解等知的な面のみでなく、感じたことや想像したこと等を表現する力を育てる。

自然とのかかわりを通じて、自然に対する畏敬・感性を育てる。

多くの事象に興味と関心を示し、それらを探索する態度を育てる。

多様な表現活動を通して、豊かな表現力、想像力と創造性を育てる。

(3) 保育の方法

現行保育指針に示す内容に加え、次の事項を強調する。

保母による個々の子どもの受容と保護、世話という活動を通しての安定感と信頼感の形成を大切ににする。

子どもの主体的な活動を大切に、遊びを通しての総合的な指導を行う。

子どもが自発的にかかわれるような人的・物的環境を大切ににする。

(4) 保育の環境

環境による保育を重視し、物的環境とともに、人的環境、自然環境等についても配慮する必要がある。

保母は互いに、日々変化する子どもの状況についてよく話し合い、子どもとその保育についての共通理解を深めるようにする。また、互いの個性の相異を認め合いつつ、楽しんで一緒に生活する人的環境をつくるようにする。

子どもが、主体的・自発的にかかわれるように、身近な事象、事物、動植物等の環境構成について工夫する。

園庭については、樹木、草花、土、砂、生きものなど自然を保持するように配慮する。また、園外の自然に触れる機会を配慮する。

親が保育に参加する機会をひろげ、また、日々の具体的な子どもの姿について親と直接話し合う機会を多くする。併せて、保育所と地域社会とのつながりの機会をひろげる等家庭と地域に開かれた環境をつくる。

(5) 保育内容構成の基本方針

ア 保育内容の区分

現行保育指針においては、領域を保育内容の構成にかかわる子どもの活動に関する分析的な視点

とされているが、それを子どもの活動の中に見られる保育者のねらいに関する分析的な視点として、とらえ直すことについて検討する。

上記領域概念を改めた場合、領域については、年齢区分に応じた分割を図る必要はなく、全年齢を通して同一（例えば5領域）のものとし、必要に応じ、年齢区分毎に具体的な事項を付加する等の方法を検討する必要がある。

また、特に3歳未満についての示し方に留意すべきである。

保育所における子どもの活動については、「生活」と「遊び」の2側面がある点に着目し、全年齢にわたり、その視点に立って、保育内容の構成等に当たることについて検討する。

また、保育所における養護と教育の機能面と「生活」と「遊び」の活動面との相互関係についても併せて明確化する必要がある。

遊びを通しての総合的な指導の展開について十分に重視することを強調する。

領域については、それを教科的に捉えて、領域別指導が行われることのないよう、保育指針上の示し方について配慮する。

(イ) 年齢の区分

年齢の区分、年齢の表記について再検討する。

(ウ) 保育の計画の作成

「保育の計画」については、全体的な計画と具体的な計画の2種類に分けて示す必要がある。

(呼称は再検討する。)

保育の計画については、保育の方向を定めることとし、硬直化したものとならないように配慮する。

(6) 指導の基本方針

指導の基本方針については、特に次の事項につい

て配慮する。

発達の段階や過程とともに個人差、一人ひとりの自己実現の視点を示す必要がある。また、発達の課題についても留意する必要がある。

同年齢の子ども相互の活動とともに、異年齢児との交流（たてわり保育等が重要であることを示す。

組の編成について自由裁量の余地を広げる。

保育形態については、子どもの自由な活動形態を重視し、必要に応じて、適宜その他の形態（一斉的な活動等）がとり入れられることを示す。

入所時の指導についての留意点をより重視して記述する必要がある。

食事については、保育内容の中に位置付ける必要がある。

特に指導を要する子どもに対する保育の在り方についても配慮する必要がある。

家庭と保育所が連携して子どもを育てるということを強調する。

また、子どもに影響を及ぼす家庭や家族の問題についての相談活動についても示す。

地域社会との交流を通じて、地域の自然や伝承文化を大切にする心や老人と親しむ気持ちを育てる等、地域に開かれた保育を行うことを強調する。

地域母子保健活動等との連携について配慮する。

(7) 特別保育対策について

保育需要の多様化に応じて、乳児保育、延長保育、夜間保育、障害児保育等が制度化されたので、これらの内容を新たに加える。